

かつらぎ町と東洋ライス株式会社との包括連携に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という。）と東洋ライス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互協力を図ることで、かつらぎ町の持続可能な農業の実現、住民の健康増進、そして地域社会の発展を図ることを目的とする。

（連携取組事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 農業振興に関すること
- （2） 教育・食育に関すること
- （3） その他、町民サービスの向上に関すること

2 具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

（協定の見直し及び解除）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申出があったときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも書面をもって改廃の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとして、それ以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和7年6月20日

（甲）和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160

かつらぎ町長

中 阪 雅 貞

（乙）和歌山県和歌山市黒田12

東洋ライス株式会社

代表取締役

雅 貞 慶 二